

2. 返還計画の変更内容 (令 和 4 年 度)

(貸付条件変更を伴わないもの)

所 管	貸 付 金 名 称	貸 付 先	貸 付 条 件 (変 更 前)	貸 付 条 件 (変 更 後)
福祉局 生活福祉部 保険年金課	大阪市国民年金保険料 追納資金貸付	個人	貸付期間 老齢年金請求の 翌月から1年間 無利子	貸付期間 老齢年金請求の 翌月から1年間 無利子

変 更 理 由 等

- ・生活保護等償還が困難であると認めた者について償還猶予の承認を行う。
(地方自治法施行令第171条の6第1項第1号から第3号までの規定による)
- ・生活保護適用中等であれば、申請により1年更新で償還猶予する。
- ・生活困窮等により全額の償還が困難であると認めた者について、1年更新で償還猶予する。
- ・償還猶予期間についても無利子とする。

4 年度末償還猶予額 762,900 円
(内訳)

貸付日	貸付金額	4年度末残額
平成4年6月20日	288,120	73,120
平成6年6月28日	928,780	689,780
合計	1,216,900	762,900